

の原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の百分の五十以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五を超えないものに限る。)

十三 果実酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの(口からニまでに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のもののその他政令で定めるものを除く。)をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類(政令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。)を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

二 イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ(以下この号並びに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。)又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの(ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量(既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。同号ハにおいて同じ。)が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十を超えないものに限る。)

ホ イからニまでに掲げる酒類に政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたもの

十四 甘味果実酒 次に掲げる酒類で果実酒以外のものをいう。

イ 果実又は果実及び水に糖類を加えて発酵させたもの

ロ 前号イ若しくはロに掲げる酒類又はイに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたものの(ブランデー等を加えたものについても、当該ブランデー等のアルコール分の総量が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の九十を超えないものに限る。ニにおいて同じ。)

ハ 前号イからハまでに掲げる酒類又はイ若しくはロに掲げる酒類にブランデー等又は糖類、香味料、色素若しくは水を加えたものの(ブランデー等を加えたものについても、当該ブランデー等のアルコール分の総量が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の九十を超えないものに限る。ニにおいて同じ。)

十五 ウイスキー 次に掲げる酒類（イ又はロにブランデー等、糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの）

十六 ウイスキー 次に掲げる酒類（イ又はロに掲げるものについては、第九号ロからニまで掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ 発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ハ イ又はロに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの（イ又はロに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十以上のものに限る。）

十六 ブランデー 次に掲げる酒類（イに掲げるものについては、第九号ロからニまでに掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は果実酒（果実酒かすを含む。）を蒸留したもの（当該アルコール含有物又は果実酒の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ イに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの（イに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十以上ものに限る。）

十七 原料用アルコール 第九号又は第十号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が四十五度を超えるものをいう。

十八 発泡酒 次に掲げる酒類（第七号から前号までに掲げる酒類を除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が二十度未満のものに限る。）をいう。

イ 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類
ロ 口に掲げる酒類以外の酒類で、ホップ又
は財務省令で定める苦味料を原料の一部と
したものとして政令で定めるもの
ハ イ又はロに掲げる酒類以外の酒類で、香
味、色澤その他の性状がビールに類似する
ものとして政令で定めるもの
十九 その他の醸造酒 穀類、糖類その他の物
品を原料として発酵させた酒類（第七号から
前号までに掲げる酒類その他政令で定めるも
のを除く。）でアルコール分が二十度未満の
もの（エキス分が一度以上のものに限る。）
をいう。
二十 スピリット 第七号から前号までに掲げ
る酒類以外の酒類でエキス分が二度未満のも
のをいう。
二十一 リキュール 酒類と糖類その他の物品
(酒類を含む。)を原料とした酒類でエキス分
が二度以上のもの（第七号から第十九号まで
に掲げる酒類、前条第一項に規定する溶解し
てアルコール分一度以上の飲料とすることができる
粉末状のもの及びその性状がみりんに
類似する酒類として政令で定めるものを除
く。）をいう。
二十二 粉末酒 前条第一項に規定する溶解し
てアルコール分一度以上の飲料とすることができる
粉末状の酒類をいう。
二十三 雜酒 第七号から前号までに掲げる酒
類以外の酒類をいう。
二十四 酒母 酵母で含糖質物を発酵させるこ
とができるもの及び酵母を培養したもので含
糖質物を発酵させることができるもの並びに
これらにこうじを混和したもの（製薬用、製
パン用、しようゆ製造用その他酒税の保全上
支障がないものとして財務省令で定める用途
に供せられるものを除く。）をいう。
二十五 もろみ 酒類の原料となる物品に発酵
させる手段を講じたもの（酒類の製造の用に
供することができるものに限る。）で、こし
又は蒸留する前のもの（こさない又は蒸留し
ない酒類に係るものについては、主発酵が終
わる前のもの）をいう。
二十六 こうじ でん粉質物その他政令で定め
る物品にかび類を繁殖させたもの（当該繁殖
有物を蒸留したものを原料の一部としたも
のを除く。）

第四条及び第五条 削

第六条 酒類の製造者は、その製造場から移出された酒類につき、酒税を納める義務がある。

2 酒類を保税地域から引き取る者（以下「酒類引取者」という。）は、その引き取る酒類につき、酒税を納める義務がある。
(保税地域に該当する製造場)

第六条の二 酒類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない酒類の製造場とみなす。
(移出又は引取り等とみなす場合)

第六条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この条及び第十条第三号において「酒類等」という。）をその製造場から移出したものとみなす。ただし、第四号の場合において、第二十八条第一項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出する当該酒類については、この限りでない。

一 酒類等が酒類等の製造場において飲用されたりとき。ただし、次項の規定に該当する場合を除く。

二 第七条第四項の規定により酒類の製造免許（同条第一項に規定する製造免許をいう。以下この号及び次号において同じ。）に付された期限（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。第二十条第一項において同じ。）が経過した場合若しくは酒類等の製造免許が取り消された場合（法人が合併又は解散により消滅した場合を含む。）又は酒類等の製造者の相続人について第十九条第二項の規定の適用がない場合において、当該取り消された又は消滅した製造免許に係る酒類等（第七条第一項ただし書又は第八条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。）がその製造場に現存するとき。ただし、当該取り消された又は消滅した製造免許による申請に基づく製造免許の取消しと同時に第二十条第一項の規定による酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

二　酒類製造者若しくは酒類の販売業免許を受けた者（以下「酒類販売業者」という。）である法人が第十二条第一号、第二号、第五号若しくは第六号若しくは第十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消された場合（第十二条第一号の規定により酒類の製造免許を取り消された場合については当該法人人が第七号又は第七号の二に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）又はアルコール事業法第三条第一項（製造の許可）、第十六条第一項（輸入の許可）、第二十一条第一項（販売の許可）若しくは第二十六条第一項（使用の許可）の許可を受けた法人が同法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号（これららの規定を同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合（同法第十二条第二号（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、それぞれ、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該法人の業務を執行する役員であった者で当該法人がその取消処分を受けた日から三年を経過するまでのものが酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を申請した場合

五号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者がある場合
六 免許の申請者が第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者を当該申請に係る製造場又は販売場に係る支配人としようとする場合
七 免許の申請者が国税又は地方税の滞納処分を受けた者である場合
八 免許の申請者が二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律(大正十一年法律第二十二号)の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第五十条第一項第四号(同法第二十二条第一項第六号(禁止行為等)(酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の二の号において同じ)、第五十条第一項第五号(同法第二十一条(準用)及び第三十二条第三項(深夜における飲食店営業の規制等)において準用する場合を含む。)に係る部分に限り、
(接客従業者に対する拘束的行為の規制等)の規定により適用する場合を含む。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第五十条第一項第八号(同法第三十三条の二第二項第六号(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)(酒類の提供に係る部分に限り、同法第五十六条(同法第五十条の二第二項第六号(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)の規定により適用する場合を含む。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第五十五条第一項第八号(同法第三十三条の二第二項第六号(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)(酒類の提供に係る部分に限り、同法第五十六条(同法第五十条の二第二項第六号(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)の規定により適用する場合を含む。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第五十六条(同法第五十条の二第二項第六号(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)の規定により適用する場合を含む。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第五十六条(同法第五十条の二第二項第六号(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)の規定により適用する場合を含む。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。)

一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。)の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第一号に係る部分に限る。)及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の二(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたつ日から三年を経過するまでの者である場合

八 免許の申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又は執行を受けることがなくなりたつ日から三年を経過するまでの者である場合

九 正当な理由がないのに取締り上不適当と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合

十 酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合その他その他の経営の基礎が薄弱であると認められる場合

十一 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適当でないと認められる場合

十二 酒類の製造免許の申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分と認められる場合

(製造免許等の条件)

第十二条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき条件を付することができる。

税務署長は、前項の条件を付した後において、その必要がなくなつたときは、その条件を緩和し、又は解除しなければならない。

(酒類の製造免許の取消し)

第十三条 酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の行為により酒類の製造免許を受けた場合

二 第十条第三号から第五号まで若しくは第七号から第八号までに規定する者に該当することとなつた場合又は酒税に係る滞納処分を受けた場合

三 三年以上引き続き酒類を製造しない場合

四 三年以上引き続き酒類の製造数量が第七条第二項に規定する数量に達しない場合。ただし、同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五 第三十一条第一項の規定により命ぜられた担保の提供又は酒類の保存をしない場合

六 酒類業組合法第八十四条第二項（酒税保全のための勧告又は命令）又は第八十六条の四（公正な取引の基準に関する命令）の規定による命令に違反した場合

（酒母等の製造免許の取消）

第十三条 前条第一号から第三号までの規定は、酒母又はもろみの製造免許を受けた者（以下「酒母等の製造者」という。）について準用する。

（酒類の販売業免許の取消し）

第十四条 酒類販売業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の行為により酒類の販売業免許を受けた場合

二 第十条第三号から第五号まで又は第七号から第八号までに規定する者に該当することとなつた場合

三 二年以上引き続き酒類の販売業をしない場合

四 酒類業組合法第八十四条第三項（酒税保全のための勧告又は命令）又は第八十六条の四（公正な取引の基準に関する命令）の規定による命令に違反した場合

第十五条 削除

（製造場又は販売場の移転の許可）

第十六条 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者は、その酒類、酒母若しくはもろみの製造場又は酒類の販売場を移転しようとするときは、政令で定める手続により、移転先の所轄税務署の許可を受けなければならぬ。前項の場合において、移転先につき第十条第十九号又は第十一号に掲げる事由があるときは、

8 項第四号に掲げる酒類であるときは、当該移入の理由)、税率の適用区分(品目を含む。以下同じ)及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に、当該移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならぬ。

9 税務署長は、第一項第四号の承認を与える場合は、政令で定めるところにより、前項に規定する移入をした者に対し、当該移入した酒類を他の酒類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

(未納税移出に関する特例)

第二十八条の二 前条第一項の規定に該当する酒類の移入をした同項各号に掲げる場所が、次の各号に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした酒類製造者が、当該酒類につき、当該移出をした日の属する月分の第三十条の第二項又は第二項の規定による申告書(これらとの間に規定する期限内に提出するものに限る。)に同条第一項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該酒類が前条第一項各号に掲げる酒類に該当すること及び当該酒類が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかるわらず、同条第一項の規定を適用する。

一 当該酒類の移出をした者と当該酒類を当該場所へ移入をした者が同一である場合における当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののほか、継続的に当該酒類が移入される当該場所で、政令で定めるところにより、当該酒類の移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

一 前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する酒類を継続して移入する場所であり、かつ、当該酒類を移入する者が政令で定めるとところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項に規定する書類の提出を要しない。

二 第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者

若しくは当該申請に係る場所につき酒税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

4 税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は酒税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5 第一項第一号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6 前各項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(未納税引取)

第二十八条の三 酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類を保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取るうとする場合において、政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る酒税を免除する。ただし、第六項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 酒類製造者が酒類の原料とするための酒類 当該酒類をその原料とする酒類の製造場

二 酒類製造者が政令で定める目的に充てるための酒類 当該政令で定める製造場又は蔵置場

税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該酒類が同項各号に掲げる場所に引き取られたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき酒税の取締り又は保全上特に不適当と認められる等の事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

4 第一項の規定により酒税を免除された酒類製造者とみなし、当該場所が当該酒類の製造免許のを除く。)については、当該酒類を同項各号に掲げる場所に引き取つた者が当該酒類の酒類製造者ではないときは、これを当該酒類の酒類製造者である。

を受けた製造場でないときは、これを当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなす。

税務署長は、取締り上必要があると認める者は、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた酒類を他の酒類と区別して貯蔵すべきことを命ずることができる。

第一項の承認を受けて引き取つた酒類について、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその酒税を徴収する。

第一項の承認を受けて引き取つた酒類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、政令で定める手続により、その亡失の場所での最寄りの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出、当該税務署長から亡失証明書の交付を受けたときは、当該証明書は、第二項に規定する証明書に代えて用いることができる。

税関長は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、引き取られる酒類の容器に封を施すことができる。
(輸出免税)

第二十九条 酒類製造者が、輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除する。

前項の規定は、同項の移出をした酒類製造者が、当該酒類につき当該移出をした日の属する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書(これらに規定する期限内に提出するものに限る)に同条第一項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めることにより当該酒類の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する。
(戻入れの場合はの酒税額の控除等)

第三十条 酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合には、その者が当該戻入れの日の属する月(当該戻入れの日と当該移出の日とが同一の月に属する場合は、その月の翌月)以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書(これらに規定する期限内に提出するものに限る。第三項において同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額(延滞税、過少申告加算税、税、無申告加算税及び重加算税の額を除くもの)

これを遂げない者から、直ちにその酒税を徵收する。ただし、前項の規定により没収された酒類には、酒税を課さない。

6 第一項又は第二項の行為に係る酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなし、当該酒母又はもろみを製造した者から、直ちにその酒税を徵收する。ただし、第四項の規定により没収された酒母又はもろみには、酒税を課さない。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。同年の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の行為によつて酒税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為によつて第三十条第四項又は第五項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

三 第三十条第一号に規定するものほか、第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税額の三倍以下とすることができる。

4 第一項第一号に規定するものほか、第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税額の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超える相当額の三倍以下とすることができる。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定による販売業免許を受けないで酒類の販売業をした者

二 第三十条の二第一項若しくは第二項又は第三十条の三第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

三 第四十三条第一項の規定による販売業免許を受けなかつた者

四 第四十四条第一項の規定による販売業免許を受けなかつた者

五 第四十五条の規定に違反した者

六 第五十一条第一項第二号又は第三号の規定による承認を受けなかつた者

七 第五十四条第一項の罪を犯す目的で原料、機械、器具又は容器を準備した者

八 第五十五条の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

九 第四十六条の規定による帳簿の記載をせぬ、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者

十 第四十七条第一項から第三項までの規定による申告をせず、又は偽つた者

十一 第五十五条第一項第一号又は第四号から第七号までの規定による承認を受けなかつた者

十二 第五十五条の二第一項又は第二項の規定に該当する場合を除く。)に係る酒類、酒母、

3 もろみ、原料、機械、器具又は容器は、何人の所有であるかを問わず没収する。

第五十七条 第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第三項又は前条第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を課さない。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に處する。

一 第十一条第一項の規定による条件に違反した者

二 第十八条の規定による承認を受け酒類をそのままの販売業をした者

三 第二十八条第一項第四号又は第二十八条の三第一項の規定による承認を受け酒類を移出し、又は引き取つた者で、当該酒類をそのままの販売業をした者

四 第二十八条第七項の規定による書類をそのままの販売業をした者

五 第三十一条第六項又は第三十五条の規定により現に清酒、合成清酒、濁酒、白酒、麦酒、果実酒、酒母、もろみ又はこうじの製造免許を受けている者は、改正後の酒税法(以下「新法」という)により、それぞれ、清酒、合成清酒、濁酒、白酒、ビール、果実酒、酒母、もろみ又はこうじの製造免許を受けたものとみなす。

六 第四十四条第一項の規定に違反して酒類を製造場から移出した者

七 第四十四条第二項の規定に違反して酒母又はもろみを处分し、又は製造場から移出した者

八 第四十四条第三項の規定による命令に違反して酒母又はもろみを处分し、又は製造場から移出した者

九 第四十六条の規定による帳簿の記載をせぬ、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者

十 第四十七条第一項から第三項までの規定による申告をせず、又は偽つた者

十一 第五十五条第一項第一号又は第四号から第七号までの規定により条件として附することができないものであるときにおいて、当該命令は、当分の間、なおその効力を有する。この場合においては、当該命令により附された期限、範囲又

2 前項第五号の酒類については、その移出の際(製造場において酒類を処分した場合(処分した酒類が製造場に現存するときを除く。))には、当該酒類を酒類の製造場から移出したもののみにして、その際、直ちにその酒税を徵收する。

3 第一項第六号の酒類については、直ちにその酒税を徵收する。

4 第一項第七号又は第八号の酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徵收する。

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する第五十四条から第五十六条まで又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各条の罰金刑を科する。

4 第一項第七号又は第八号の酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徵收する。

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する第五十四条から第五十六条まで又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各条の罰金刑を科する。

5 第二項又は第五十五条第一項若しくは第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、当該各条の罪についての時効の期間による。

6 第二項又は第五十五条第一項若しくは第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合は、そのとみなす。この場合において、新法第十一条第二号の規定により免許を取り消された場合には、新法第十四条第二号の規定により免許を取り消された場合には、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。

7 この法律施行の際現に旧法第二十七条ノ二第二項の規定による指定を受けている酒類販売業者は、第十九項の規定による指定を受けたものとみなす。

8 旧法により現に酒類の製造免許を受けている者に対する新法第十二条第四号の規定の適用については、なお従前の例による。

9 第六項の規定によりなおその効力を有する命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

10 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 第六項の規定によりなおその効力を有する命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

12 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

16 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

18 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

19 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

20 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

21 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

22 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

23 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

24 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

25 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 1 この法律は、昭和三〇年六月三〇日法律第三号(抄)抄

3 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

4 1 この法律は、昭和二九年三月三一日法律第四〇号(抄)抄

5 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

6 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

7 1 この法律は、昭和二九年四月一日法律第六一號(抄)抄

8 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

9 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

10 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

11 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

12 1 この法律は、昭和三〇年七月一日から施行する。

製造場からさらに移出した場合について適用し、同日前に当該移出があつた場合における酒税額、砂糖消費税額、揮発油税額、地方道路税額、石油ガス税額又はトランプ類税額に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税額、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税又はトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四三年四月二六日法律第二二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年五月一日から施行する。

(酒類の種類等に係る経過規定)

第四条 この法律の施行の際、酒類の製造場に現存する酒類のうち、改正前の酒税法（以下「旧酒税法」という。）第三条第九号ロの規定に該当する酒類でその原料中発芽させた穀類の重量が水以外の原料の重量の十五以上百分の二十未満のもの（酒類の原料とするものに限る。）その他當該酒類の種類がこの法律の施行により旧酒税法の規定による種類と異なる種類となるもので政令で定めるもの（酒類の原料とするものに限る。）に係る當該酒類の種類については、昭和四十六年三月三十一日までの間なお従前の例による。

2 この法律の施行の際、旧酒税法の規定によるウイスキー、ブランデー又はスピリットのうち、この法律の施行により従前の種類と異なる種類となるもので政令で定めるものにつき旧酒税法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、この法律の施行の際、政令で定めるところにより新酒税法の規定により酒類の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。

(未納税移出等に係る経過規定)

第六条 次の各号に掲げる酒類のうち、施行日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が施行日以後に到来するものに限る。）

第七条 (未納税引取等に係る経過規定)	
酒税法の免除	酒税法の税率
第一項 酒税法第二十八条の二	第六項 同法第二十八条の二
免除の規定	追徴の規定

2

一 清酒特級（当該清酒について新酒税法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。）

二 清酒一級

三 ビール

四 ウイスキー類（新酒税法第三条第九号に規定するウイスキー類をいい、当該ウイスキー類について同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。）

五 スピリッツ（新酒税法第四条第一項に規定するスピリッツをいい、当該スピリッツについて同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。）

六 発泡う酒（新酒税法第二十二条第一項第十号イ（1）又は（2）に該当するものに限る。）

ウイスキー一級若しくは二級又はブランデー一級若しくは二級に該当する酒類で新酒税法第二十二条の二第一項に規定する政令で定める金額をこえるもの（以下「従価税率適用ウイスキー級等」という。）のうち、昭和四十六年四月一日前に酒類の製造場から移出されたもので、同法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同年四月一日以後に到来するものに限る。）について、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法の税率とする。

〔未納税引取等に係る酒類規定〕

第八条		次の表の上欄に掲げる酒類を同表の中欄に掲げる日は、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において所持する酒類の製造者又は販売業者が同表の下欄に掲げる数量以上であるときは、当該酒類について、その者が酒類製造者としてこれをその日に酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。		
上欄	中欄	下欄	附則第六条第一項各号に掲げる酒類	従価税率適用ウイスキー等級等
2	新酒税法施行の日	九百リットル	当該従価税率適用ウイスキー等級等に新酒税法第二十二条の二第一項の規定が適用されることとなる日	当該従価税率適用ウイスキー等級等に新酒税法第二十二条の二第一項の規定が適用されることとなる
一	前項の場合においては、次の各号に掲げる酒類の区分に応じ、当該各号に掲げる金額をその税額とする。			
二	附則第六条第一項各号に掲げる酒類			新酒税法
一	税法の税率により算出した金額と旧酒税法の税率により算出した金額との差額に相当する金額			税率により算出した金額と同一人につき、三万額との差額に相当する金額
二	従価税率適用ウイスキー等級等で新酒税法			第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類(同一の日に同項の規定に該当することとなつたものに限る)による酒税額の合計額が、同一人につき、三万円以下のときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月末日限り、三万円をこえるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該該日の一日から当該各号に掲げる期間内の各月にそ
3				(手持品課税)

税地域から引き取られた酒類で第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類の規定によりなお従前の例によることとされる罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる罰則の適用については、なお従前の例による。

（該酒類製造者）

（罰則に係る経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる罰則の適用については、なお従前の例による。

（附則）

（昭和五三年五月二三日法律第五号）抄

1. （施行期日等）

（附則）

（昭和五五年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

（附則）

（昭和五五年三月三一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税率法第四条の改正規定、同法第四条の次に七条を加える改正規定、同法第六条、第十一条第一項、第十二条第一項及び別表の関税率表の解釈に関する通則の備考4の改正規定並びに附則第四条から第七条までの規定

関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日

（附則）

（昭和五六年三月三一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定、第三条第十一号の改正規定、第四条第一項の表の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第二十二条第一項及び第二項の改正規定、同条第三項の表の改正規定、同条第四項の改正規定、第二十二条の二第一項の表の改正規定並びに同条第二項の改正規定並びに附則第五条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定は、同年五月一日から施行する。

（一般的経過措置）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、昭和五十六年五月一日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

（戻入れ等に係る経過措置）

第三条 改正後の酒税法（以下「新法」という。）第三十条第一項、第二項、第五項及び第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和五十六年四月一日（次条において「施行日」という。）以後にこれらの規定に規定する戻入れ又は移入がされた酒類について適用する。

（期限内申告による納付等に係る経過措置）

「施行日」（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に酒類の製造場から移出された酒類に係る酒税について適用する。

（その他の他の酒類に係る製造免許等の経過措置）

第五条 改正前の酒税法（以下「旧法」という。）の規定によりリキュール類とされた酒類のうち、酒税法第三条第十一号の改正規定の施行によりその他の酒類として分類されることになるものにつき旧法の規定により製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定によりその他の酒類の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による製造免許又は販売業免許に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。

（未納税移出等に係る経過措置）

第六条 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類（新法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項（同法第六条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十九条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。）について、当該各号に掲げる日までに同法第二十八条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第七条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けた場合に係る酒類（新法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）に係る酒税の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超過することとなるものに限る。以下この条において同じ。）について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当すること

となつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

（戻入れ等に係る経過措置）

第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一一条

第二項 同法第十二条第四項

第三項 同法第十三条第三項

第四項 同法第十四条

第五項 同法第十五条

第六項 同法第十六条

第七項 同法第十七条

第八項 同法第十八条

第九項 同法第十九条

第十項 同法第二十条

第十一項 同法第二十一条

第十二項 同法第二十二条

第十三項 同法第二十三条

第十四項 同法第二十四条

第十五項 同法第二十五条

第十六項 同法第二十六条

第十七項 同法第二十七条

第十八項 同法第二十八条

第十九項 同法第二十九条

第二十項 同法第三十条

第二十一項 同法第三十一条

第二十二項 同法第三十二条

第二十三項 同法第三十三条

第二十四項 同法第三十四条

第二十五項 同法第三十五条

第二十六項 同法第三十六条

第二十七項 同法第三十七条

第二十八項 同法第三十八条

第二十九項 同法第三十九条

第三十項 同法第四十条

第三十一項 同法第四十一条

第三十二項 同法第四十二条

第三十三項 同法第四十三条

第三十四項 同法第四十四条

第三十五項 同法第四十五条

第三十六項 同法第四十六条

第三十七項 同法第四十七条

第三十八項 同法第四十八条

第三十九項 同法第四十九条

第四十項 同法第五十条

第四十一項 同法第五十一条

第四十二項 同法第五十二条

第四十三項 同法第五十三条

第四十四項 同法第五十四条

第四十五項 同法第五十五条

第四十六項 同法第五十六条

第四十七項 同法第五十七条

第四十八項 同法第五十八条

第四十九項 同法第五十九条

第五十項 同法第六十条

第五十一項 同法第六十一条

第五十二項 同法第六十二条

第五十三項 同法第六十三条

第五十四項 同法第六十四条

第五十五項 同法第六十五条

第五十六項 同法第六十六条

第五十七項 同法第六十七条

第五十八項 同法第六十八条

第五十九項 同法第六十九条

第六十項 同法第七十条

第六十一項 同法第七十一条

第六十二項 同法第七十二条

第六十三項 同法第七十三条

第六十四項 同法第七十四条

第六十五項 同法第七十五条

第六十六項 同法第七十六条

第六十七項 同法第七十七条

第六十八項 同法第七十八条

第六十九項 同法第七十九条

第七十項 同法第八十条

第七十一項 同法第八十一条

第七十二項 同法第八十二条

第七十三項 同法第八十三条

第七十四項 同法第八十四条

第七十五項 同法第八十五条

第七十六項 同法第八十六条

第七十七項 同法第八十七条

第七十八項 同法第八十八条

ツトル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を指

定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税

地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であ

り、かつ、新法の税率により算出した場合の酒

税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額

を超えることとなる酒類が沖縄の復帰に伴う特

別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第八十条第一項の規定の適用を受けて

酒税を軽減された酒類である場合には、適用し

ない。

第一項の場合においては、新法の税率により算出した場合の酒税額と旧法の税率により算出

した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

第二項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る

酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、昭和五十六年六月から同年十月までの毎月に等分して、それぞれその月の末日を納期限としてこれを徴収する。

第一項に規定する者は、その所持する酒類に係る同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該酒類についての税率の適用区分及び当該区

酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、昭和五十六年六月から同年十月までの毎月に等分して、それぞれその月の末日を納期限としてこれを徴収する。

（手持品課税）

第一項

第二項

第三項

（一般的経過措置）

第一項

第二項

第三項

（戻入れ等に係る経過措置）

第一項

第二項

第三項

（戻入れ等に係る経過措置）

第一項

第二項

第三項

又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類又は微收されるべきものが当該製造場に戻り入れられた場合(当該酒類で酒類販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む)。

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を微收された、又は徵收されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合(罰則に係る経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(附則 (昭和五六年五月二十七日法律第五号)抄)(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第五条 改正後の所得税法第二百四十四条第二項、法人税法第六百六十四条第二項、相続税法第七十一条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂糖消費税法第三十九条第二項、揮発油税法第三十一条第二項、地方道路税法第十七条第二項、石油ガス税法第三十一条第二項、石油税法第二十七条第二項、物品税法第四十七条第二項、トランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二十八条第二項、取引所税法第二十条第二項、関税法第二百七十三条第二項、関税暫定措置法第十四条第二項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第六項及び輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律第二十五条第二項の規定は、この法律の施行後にしてした所得税法第二百三十八条第一項、法人税法第二百五十九条第一項、相続税法第六十八条第一項、酒税法第五十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十五条第一項、砂糖消費税法第三十五条第一項、揮発油税法第二十七条第一項、地方道路税法第十一条第一項、石油ガス税法第二十八条第一項、石油税法第二十四条第一項、物品税法第四十四

条第一項、トランプ類税法第三十七条第一項、入場税法第二十五条第一項、取引所税法第十六条後段、第十七条第一項、第十七条ノ二第一項若しくは第十八条後段、関税暫定措置法第十二条第一項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律第二十三条第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお従前の例による。

(附則 (昭和五七年五月一日法律第三十七条号)抄)(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。(酒税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の酒税法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(附則 (昭和五九年四月一三日法律第一号)抄)(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞし、第一条中酒税法第二十二条の改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、昭和五十九年五月一日から施行する。

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除いて、昭和五十九年五月一日(以下「指定日」という)前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

(未納税移出等に係る経過措置)

第三条 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類(改正後の酒税法(以下「新法」という)の税率により算出した場合の酒税額が改正前の酒税法(以下「旧法」という)の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号について同じ)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十九条第三項に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る)について、当該各号に掲げる日までに同法第二百二十九年法律第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号))

第十八条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

(手持品課税)

第五条 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において所持する酒類のうち、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとな

るものを持する酒類の製造者又は販売業者が

ある場合において、その数量(二以上の場合で

所持する場合には、その合計数量)が二キロリ

ットル以上であるときは、当該酒類について

は、その者が酒類の製造者として当該酒類を指

定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

第六条 第二十八条の二(酒税法第二十八条の二)

四十九号)第四条において準用す

る場合を含む。)

四条において準用す

る場合を含む。)

四十九号)第四条において準用す

</

第六条 (手持品課税)	指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において所持する酒類のうち、新法の適用に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四条において準用する場合を含む。)	き取られた酒類(新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は新法の税率とする。	免除の規定	追徴の規定	酒税法第二十八条の三	同法第二十八条の三
第一項	輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一條	輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十二條第一項	輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和十三年法律第十三条第三項)	同法第十二条第四項	同法第十二条第三項	同法第十二条第三項
第一項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四条において準用する場合を含む。)	同法第十三条第五項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四条において準用する場合を含む。)	同法第十二条第四項	同法第十二条第三項	同法第十二条第三項

税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率によるものを所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が二千六百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を指定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課す。

前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

第一項の場合においては、新法の税率により算出した場合の酒税額と旧法の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、平成六年六月から同年十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該酒類についての税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつけ、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、改正後の酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべし酒税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出に

より納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徵收された、若しくは徵收されるべき酒稅額)に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒稅額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類の製造場に移入された場合(当該酒類製造者の他の酒類の製造場から引き取られた酒類で第一項の規定による酒稅を徵收されたた、又は徵收されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。))

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒稅を徵收された、又は徵收されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合(罰則に係る経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒稅に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除く、平成九年十月一日(以下「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであつた酒稅について(しょうちゅう及びウイスキー類による)は、なお従前の例による。

(一般的経過措置)

第三条 改正後の酒稅法(以下「新法」という。)第二十二条第一項第三号及び第七号並びに第二項(しょうちゅう及びウイスキー類に係る部分に限る。)の規定は、しょうちゅう甲類及びウイスキー類で平成十年五月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られるものについて、しょうちゅう乙類で平成十二年十月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られるものについて、それぞれ適用する。

(しおうちゅう及びウイスキー類に係る税率の特例)

第四条 指定日から平成十年四月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保稅地域から

附則（平成九年三月三一日法律第二二四号）抄

より納付された、若しくは納付されるべき又は
保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徵收された、若しくは徵收されるべき酒税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。
一　酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を徵收されたたゞ又は徵收されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）
二　前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を徵收された、又は徵收されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合（罰則に係る経過措置）
第七条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号口中「十万二千百円」とあるのは「十九万九千四百円」と「六千五百八十円」とあるのは「八千八百二十円」と、「十三万五千円」とあるのは「二十四万三千五百円」と、「一万四千九百十円」とあるのは「一万五千八百十円」と、「六万九千二百円」とあるのは「十五万五千三百円」と、同項の表は「十九万九千四百円」とする。

(輸入ウイスキー類等の移入に係る特例)

第五条 酒類の販売業者である酒類引取者が、指定日前に保税地域から引き取られた酒類(ウイスキー類及びスピリッツ類に限る。)を平成九年九月一日から同月三十日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該酒類については、当該酒類引取者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなし、当該移入を当該酒類の製造場への戻入れとみなして、酒税法の規定を適用する。

前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につき酒税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

前二項の規定は、酒類の販売業者である酒類引取者が、平成十年五月一日前に保税地域から引き取られた酒類(ウイスキー類に限る。)を同年四月一日から同年三月三十日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合について準用する。
(未納税移出等に係る経過措置)

第六条 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類(しようちゅう及びリキュール類に限る。)で、酒税法第二十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するもの(次項の規定に該当するものを除く。)に限る。)について、同法第二十八条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、しようちゅう甲類にあっては附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ

同項の規定により読み替えられた旧法第二十二条に規定する税率（以下「附則第四条第一項の税率」という。）又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「平成十年租税特別措置法」という。）第八十一条の二第一項に規定する税率とし、しようちゅう乙類にあつては附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二条に規定する税率（以下「附則第四条第二項の税率」という。）又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率とし、リキュール類にあつては新法第二十二条に規定する税率又は同項に規定する税率とする。

平成十年五月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（しようちゅう甲類に限る。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十年五月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第十二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第二項に規定する税率とする。

平成十年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（しようちゅう乙類に限る。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十年十月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二条に規定する税率（以下「附則第四条第三項の税率」という。）又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第三項に規定する税率とする。

平成十二年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（しようちゅう乙類に限る。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十二年十月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日まで

(未納税引取り等に係る経過措置)	
第七条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により 酒税の免除を受けて指定日前に保税地域からり き取られた酒類(しようちゅう及びリキュー ル類に限る)について、指定日以後に同表の下 欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた 場合における当該酒類(次項及び第三項の規定 に該当するものを除く)に係る酒税の税率は、 しようちゅう甲類にあっては附則第四条第一項 の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条 の二第一項に規定する税率とし、しようちゅう 乙類にあっては附則第四条第二項の税率又は平 成十年租税特別措置法第八十七条の二第一項に 規定する税率とし、リキュール類にあっては新 法第二十二条に規定する税率又は同項に規定す る税率とする。	
免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八条の三 第一項	同法第二十八条の三 第六項
輸入品に対する内国消 費税の徵收等に関する 法律(昭和三十年法律 第三十七号) 第十一条 第一項	同法第十一条第三項 第六項
輸入品に対する内国消 費税の徵收等に関する 法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消 費税の徵收等に関する 法律第十三条第三項	同法第十三条规定

<p>関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第二四九号）第四条において準用する場合を含む。）</p> <p>2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十年五月一日前に保税地域から引き取られた酒類（しようちゅう甲類に限る。）について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第二項に規定する税率とする。</p>	<p>法等の臨時特例に関する法律第八条（日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）</p> <p>3 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十二年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（しようちゅう乙類に限る。）について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、附則第四条第三項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第三項に規定する税率とする。</p> <p>4 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十二年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（しようちゅう乙類に限る。）について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第四項に規定する税率とする。（手持品課税等）</p>
--	---

項」とあるのは、「第二十項において準用する第四項」と、「平成十年三月三十一日」とあるのは、「平成十三年三月三十一日」と、第六項中「前項」とあるのは、「第二十項において準用する第五項」と、「第四項」とあるのは、「第二十項において準用する第四項」と、第七項中「第一項」とあるのは、「第十七項」と、第八項中「第四項」とあるのは、「第二十項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

21 第四項（第十二項、第十六項及び前項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出を怠つた者は、二十万円以下の罰金に処する。

22 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科す。

（罰則に係る経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 第一条中租税特別措置法第八十七条の二の改正規定及び第三条の規定（酒税法の一部を改正する法律附則第五条第三項の改正規定を除く。）並びに附則第三十五条の規定 平成十年五月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一〇年三月三一日法律第二
三号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一〇年七月一六日法律第八
七号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。（検討）

（施行期日）

附 則（平成一一年七月一六日法律第八
七号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにする。

(ビール等に係る製造免許等の経過措置)

第三十三条 第七条の規定による改正前の酒税法(以下「旧酒税法」という。)の規定により発泡酒とされたもののうち、同条の規定の施行までに、政令で定めるところにより、この項の規定の適用を受けない旨を当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に届け出た場合を除き、平成十五年四月一日に、同条の規定による改正後の酒税法(以下「新酒税法」という。)の規定によりビール(麦を原料の一部としたものに限る。)の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。

第三十四条 新酒税法第三十条第三項の規定は、酒類製造者が酒類の製造場に移入した酒類(酒税法第三十条第一項の規定により控除を受けるべきものを除く。)で、平成十五年四月一日以後に当該製造場から更に移出され、又は新酒税法第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用されたものについて適用する。

第三十五条 新酒税法第四十七条第二項の規定は、平成十五年四月一日から適用し、平成十五年(酒類の製成数量申告等に係る経過措置)

年三月三十一日までの酒類の製成及び移出数

量、同日における所持数量並びに平成十五年三月中に酒類をその製造場から移出しなかつた旨の申告については、なお従前の例による。

第三十六条 新酒税法第五十条の二第二項及び第三項の規定は、平成十五年四月一日以後に同条第二項各号のいずれかに該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

第三十七条 平成十五年五月一日前に酒類の製造場から移出された酒類(新酒税法第二十二条又は租税特別措置法第八十七条の三に規定する税率(以下「新酒税法等の税率」という。)により算出した場合の酒税額が旧酒税法第二十二条又は租税特別措置法第八十七条の三若しくは第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条の四に規定する税率(以下「旧酒税法等の税率」という。)により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)で、酒税法第二十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が同日以後に到来するものに限る。)について、同法第二十八条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

2 第一項の場合においては、新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額と旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

3 第一項の場合は、その所持する酒類

により算出した場合の酒税額と旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

4 第一項に規定する者は、その所持する酒類

により算出した場合の酒税額と旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

5 第一項の数量により算定した第一項の規定に

2 前号の数量により算定した第一項の規定に

3 その他の政令で定める事項

4 第一項に規定する者は、その所持する酒類

により算出した場合の酒税額と旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類

により算出した場合の酒税額と旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

6 第一項の規定は、同項に規定する第四項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたものうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、新酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額(第二号に該当する場合にあつては、同号に規

1 第一項に規定する内国消

2 輸入品に対する内国消

3 輸入品に対する内国消

4 輸入品に対する内国消

5 輸入品に対する内国消

6 輸入品に対する内国消

7 輸入品に対する内国消

8 輸入品に対する内国消

9 輸入品に対する内国消

10 輸入品に対する内国消

11 輸入品に対する内国消

12 輸入品に対する内国消

13 輸入品に対する内国消

14 輸入品に対する内国消

15 輸入品に対する内国消

16 輸入品に対する内国消

17 輸入品に対する内国消

18 輸入品に対する内国消

19 輸入品に対する内国消

20 輸入品に対する内国消

21 輸入品に対する内国消

22 輸入品に対する内国消

23 輸入品に対する内国消

24 輸入品に対する内国消

25 輸入品に対する内国消

26 輸入品に対する内国消

27 輸入品に対する内国消

28 輸入品に対する内国消

29 輸入品に対する内国消

30 輸入品に対する内国消

31 輸入品に対する内国消

32 輸入品に対する内国消

33 輸入品に対する内国消

34 輸入品に対する内国消

35 輸入品に対する内国消

36 輸入品に対する内国消

37 輸入品に対する内国消

38 輸入品に対する内国消

39 輸入品に対する内国消

40 輸入品に対する内国消

41 輸入品に対する内国消

42 輸入品に対する内国消

43 輸入品に対する内国消

44 輸入品に対する内国消

45 輸入品に対する内国消

46 輸入品に対する内国消

47 輸入品に対する内国消

48 輸入品に対する内国消

49 輸入品に対する内国消

50 輸入品に対する内国消

51 輸入品に対する内国消

52 輸入品に対する内国消

53 輸入品に対する内国消

54 輸入品に対する内国消

55 輸入品に対する内国消

56 輸入品に対する内国消

57 輸入品に対する内国消

58 輸入品に対する内国消

59 輸入品に対する内国消

60 輸入品に対する内国消

61 輸入品に対する内国消

62 輸入品に対する内国消

63 輸入品に対する内国消

64 輸入品に対する内国消

65 輸入品に対する内国消

66 輸入品に対する内国消

67 輸入品に対する内国消

68 輸入品に対する内国消

69 輸入品に対する内国消

70 輸入品に対する内国消

71 輸入品に対する内国消

72 輸入品に対する内国消

73 輸入品に対する内国消

74 輸入品に対する内国消

75 輸入品に対する内国消

76 輸入品に対する内国消

77 輸入品に対する内国消

78 輸入品に対する内国消

79 輸入品に対する内国消

80 輸入品に対する内国消

81 輸入品に対する内国消

82 輸入品に対する内国消

83 輸入品に対する内国消

84 輸入品に対する内国消

85 輸入品に対する内国消

86 輸入品に対する内国消

87 輸入品に対する内国消

88 輸入品に対する内国消

89 輸入品に対する内国消

90 輸入品に対する内国消

91 輸入品に対する内国消

92 輸入品に対する内国消

93 輸入品に対する内国消

94 輸入品に対する内国消

95 輸入品に対する内国消

96 輸入品に対する内国消

97 輸入品に対する内国消

98 輸入品に対する内国消

99 輸入品に対する内国消

100 輸入品に対する内国消

101 輸入品に対する内国消

102 輸入品に対する内国消

103 輸入品に対する内国消

104 輸入品に対する内国消

105 輸入品に対する内国消

106 輸入品に対する内国消

107 輸入品に対する内国消

108 輸入品に対する内国消

109 輸入品に対する内国消

110 輸入品に対する内国消

111 輸入品に対する内国消

112 輸入品に対する内国消

113 輸入品に対する内国消

114 輸入品に対する内国消

115 輸入品に対する内国消

116 輸入品に対する内国消

117 輸入品に対する内国消

118 輸入品に対する内国消

119 輸入品に対する内国消

120 輸入品に対する内国消

121 輸入品に対する内国消

122 輸入品に対する内国消

123 輸入品に対する内国消

124 輸入品に対する内国消

125 輸入品に対する内国消

126 輸入品に対する内国消

127 輸入品に対する内国消

128 輸入品に対する内国消

129 輸入品に対する内国消

130 輸入品に対する内国消

131 輸入品に対する内国消

132 輸入品に対する内国消

133 輸入品に対する内国消

134 輸入品に対する内国消

135 輸入品に対する内国消

136 輸入品に対する内国消

137 輸入品に対する内国消

138 輸入品に対する内国消

139 輸入品に対する内国消

140 輸入品に対する内国消

141 輸入品に対する内国消

142 輸入品に対する内国消

143 輸入品に対する内国消

144 輸入品に対する内国消

145 輸入品に対する内国消

146 輸入品に対する内国消

147 輸入品に対する内国消

148 輸入品に対する内国消

149 輸入品に対する内国消

150 輸入品に対する内国消

151 輸入品に対する内国消

152 輸入品に対する内国消

153 輸入品に対する内国消

154 輸入品に対する内国消

155 輸入品に対する内国消

156 輸入品に対する内国消

157 輸入品に対する内国消

158 輸入品に対する内国消

159 輸入品に対する内国消

160 輸入品に対する内国消

161 輸入品に対する内国消

162 輸入品に対する内国消

163 輸入品に対する内国消

164 輸入品に対する内国消

165 輸入品に対する内国消

166 輸入品に対する内国消

167 輸入品に対する内国消

168 輸入品に対する内国消

169 輸入品に対する内国消

170 輸入品に対する内国消

171 輸入品に対する内国消

172 輸入品に対する内国消

173 輸入品に対する内国消

174 輸入品に対する内国消

175 輸入品に対する内国消

176 輸入品に対する内国消

177 輸入品に対する内国消

178 輸入品に対する内国消

179 輸入品に対する内国消

180 輸入品に対する内国消

181 輸入品に対する内国消

182 輸入品に対する内国消

183 輸入品に対する内国消

184 輸入品に対する内国消

185 輸入品に対する内国消

186 輸入品に対する内国消

187 輸入品に対する内国消

188 輸入品に対する内国消

189 輸入品に対する内国消

190 輸入品に対する内国消

第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許の申請をした者の当該申請に係る免許の要件について、なお従前の例による。

附 則（平成一七年四月二〇日法律第三二号）抄
（施行期日）

一条 この法律は、公布の日から施行する。
ただし、附則第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第五条の改正規定を除く。）、第二十二条及び第二十三条の規定は平成十八年四月一日から、附則第二十二条中独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第五条の改正規定は平成十九年三月三十一日から施行す。

この条において「副原料の重量」という。)が米(こうじ米を含む。以下この条において同じ。)の重量の百分の五十を超えるもの(これらに水又は第七条の規定による改正後の酒税法(以下附則第六十八条までにおいて「新酒税法」という。)第三条第七号に規定する清酒を混和して、アルコール分が二十二度未満でその原料中副原料の重量が米の重量の百分の五十を超えない酒類とするものに限る。)については、平成十九年九月三十日までの間、新酒税法第三条第七号に規定する清酒とみなす。

(製造免許等に係る経過措置)

旧酒税法の酒類の種類又は品目	新酒税法の酒類の品目
清酒	清酒
合成清酒	合成清酒
しょうちゅう甲類	連續式蒸留しようちゅう
みりん	ゆう
ビール	単式蒸留しようちゅう
果実酒	みりん
甘味果実酒	ビール
ウイスキー	果実酒
ブランデー	ウイスキー
スピリッツ	ブランデー
原料用アルコール	スピリッツ
リキュール類	原料用アルコール
その他他の雑酒	リキュール
発泡酒	発泡酒
粉末酒	粉末酒
その他他の醸造酒	その他他の醸造酒

附 則（平成一五年五月一日法律第三百三十六条抄）
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十五年九月一日から施行する。
附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二条 (免許の要件に係る経過措置) この法律の施行前に第一条の規定による改正前の酒税法(以下「旧酒税法」という。)

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(納税環境の整備に向けた検討)
第一百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。
附 則 (平成二四年八月一日法律第五三号) 抄
(施行期日)

第一百四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日以後となる場合における経過措置）

第一百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日以後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

第五十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

一から四まで 略
五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日
イからホまで 略
ヘ 第七条及び附則第三十三条第一項の規定
(酒税法等の一部改正に伴う経過措置)
第三十三条 平成二十四年十二月三十一日以前に
第七条の規定による改正前の酒税法(以下「旧
酒税法」という。)第五十三条第一項第一号か
ら第四号まで若しくは第三項に規定する者又は
同条第四項に規定する团体に対して行つた同条
の規定による質問、検査、採取、移動の禁止又
は封かん(同日後引き続き行われる調査(同日
以前にこれらの方又は団体に対して当該調査に
係る同条の規定による質問、検査、採取、移動
の禁止又は封かんを行つていたものに限る。)
に係るもの)を含む。)については、なお従前の

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改
正する法律（平成二十五年法律第八十四号）
の公布の日又はこの法律の公布の日のいづれ
か遅い日

附 則 （平成二七年六月二十四日法律第四
五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

六号 附 則 （平成二八年三月三一日法律第一
抄

附 則	(平成二五年一月二七日法律第 八六号)抄	(施行期日)
	(罰則の適用等に関する経過措置)	
第十四条	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
附	附 則 (平成二五年一月一三日法律第 一〇三号)抄	施行する。
(施行期日)		
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十一条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第一項の規定起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日附 則（平成二五年一月二七日法律第八四号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百一一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(免許の取消し等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の酒税法第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許を受けている者（次項において「酒類製造者等」という。）に対する第一項の規定による改正後の酒税法（次項において「新酒税法」という。）第十二条、第十三条又は第十四条の規定による免許の取消しに関するは、この法律の施行前に生じた事由については、なお從前の例による。

第六章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十七条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定（（二）以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。）を削る部分に限る。）及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略
四 第三条中関税法目次の改正規定（「第六条の二」を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く。）、同法第四条第一項第五号の三の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定、同法第九条の二第二項の改正規定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十五の改正規定（「許可の要件」を削

附 則（平成二十九年三月三一日法律第四
施行期日）抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略
五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日
イ及びロ 略

条、第十二条、第二十条、第二十四条から第三十条まで、第三十二条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第一項、第十二条第四項及び第十六条第一項の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十六条、第三十八条（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第三項の改正規定に限る。）、第四十一条から第四十五条まで及び第四十六条（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十九条の改正規定に限る。）の規定 平成三十一年四月一日
(酒税法の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日前に酒類製造者等について相続（包括遺贈を含む。）があつた場合における当該相続に係る相続人（包括受遺者を含む。）に対する新酒税法第十九条第二項の規定の適用については、なお從前の例による。

（省令への委任）

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、財務省令又は経済産業省令で定める。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

の税率は、前条第一項から第三項までに規定する税率とする。

2

された酒類（新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあつては、前条第四項及び第五項に規定する税率）により算出した場合の酒税額が前条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に

係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以降に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあっては、前条第四項及び第五項に規定する税率）とする。

3

された酒類（新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額が前条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるもの又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以降に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

より酒税の免除を受けて令和二年十月一日前に保稅地域から引き取られた酒類（附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合

における当該酒類に係る酒税の税率は、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率とする。

同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における當該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあつては、附則第三十六

4 した場合の酒税額と旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とする。

第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者又

新酒 税法 新酒 税法	第三 十条 第一 項	当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ。）	第二十三条に規定する税率（発泡性酒類及び醸造酒類にあつては、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年改正法」という。）附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率）により課されるものとし、た場合の酒税額
当該他の製造場から の移出により納 する税率（発泡性	第二十三 条に規定		

第三項	第十一条	新酒税法	第五項	第十条	第三項	第七条第一項	新災害減免法	第一項	第三項	第七条第一項	新災害減免法	第一項
付された、若しくは納付されるべき付された、若しくは徴収された、若しくは微収され、若しくは過少申告されたべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われる場合には、その控除前の金額とする。）	税額付されるべき酒税額	当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額	新酒税法	第五項	第十条	第三項	第七条第一項	新災害減免法	第一項	第三項	第七条第一項	新災害減免法

七 その他政令で定める事項

7 令和二年十月一日に第一項に規定する酒類を販売のため所持していないことにより前項の規定による申告書の提出を要しない酒類の製造者又は販売業者が、同日に第四項に規定する酒類を販売のため所持する場合において、その者が同年十一月二日までに、政令で定めるところによりその所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に同項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときは、当該酒類の製造者又は販売業者は、当該届出をした税務署長に前項の規定による申告書を提出することができる。

8 第六項の規定による申告書を提出した者は、令和三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第五号に掲げる酒税額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

9 第六項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に同項第六号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、当該修正申告書を同項の規定による申告書に係る第八項の納期期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項の規定による納付の期限が第八項の納期限前に到来するものについて準用する。

10 前項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項の規定は、適用しない。

11 第八項の規定は、第六項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る第八項の納期期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項の規定による納付の期限が第八項の納期限前に到来するものについて準用する。

12 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者（酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。以下この項及び附則第九十二条において同じ。）が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであるにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は新酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しく

は納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。
一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第1項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。)
二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものの酒類の製造場に移入し、当該酒類をそのまま移入した製造場から更に移出し、又は酒税法第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用した場合酒税法第四十八条(第二号を除く。)の規定は、第六項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。
14 令和五年十月一日に、酒類の製造場又は保稅地城以外の場所で新酒税法第二十三条に規定する税率(発泡性酒類にあっては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率)により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を販売のために所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その所持する酒類の数量(二以上)の場所で所持する場合には、その合計数量)が千八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。
前項の酒類を販売のため所持する酒類の製造者は又は販売業者(同項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。)が、令和五年十月三十一日までに、政令で定めるところによりその所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に前項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合には、当該届出をした酒類の製造者は又は販売業者が同月一日に所持する当該酒類については、同項の規定を適用する。
15 第十四項の場合においては、新酒税法第二十三条に規定する税率(発泡性酒類にあっては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率)により算出した場合の酒税額と附則第三十

項第三	新酒税法第五条第十条第三项第五条第七项第一項	額付されるべき酒税	当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税	課せられた酒税又はたばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税(以下「酒税等」と総称する)の税額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税の額を除く)	新災害免法第七条第一項
の引取りにより納付された、若しくは納付されるべき税額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われる場合には、その控除前の金額とする。)	に規定する税率(発泡性酒類にあつては、平成二十九年改正法(同法第三条の規定による改正後の酒税法第二十三条に規定する税率(同法第三条第三号に規定する発泡性酒類にあつては、平成二十九年改正法附則第三条第四項及び第五項に規定する税率)により課さ	税額	税額	税額	第四項及び第五項に規定する税率)により課されるものとした場合の酒税額

新災 害減 免法 第七 条第 三項 及第 四項	酒税等の 酒税	酒税の 酒税額	れるものとした場 合の酒税額
18 前項の場合においては、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあっては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率）により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を前項の酒税額とする。			
19 第六項から第十三項までの規定は、第十四項の規定により酒税を課する場合又は第十七項の規定により酒税を控除する場合について準用する。この場合において、第六項中「第一項」の規定の適用を受ける酒類の製造者」とあるのは「第十四項の規定の適用を受ける酒類の製造者」とあると、「令和二年十一月二日」とあるのは「令和五年十月三十一日」と、第七項中「令和二年十月一日」とあるのは「令和五年十月一日」と、同項第一号及び第二号中「第一項」とあるのは「第十四項」と、同項第三号及び第四号中「第四項」とあるのは「第十七項」と、「同年十一月二日」とあるのは「同年三月三十一日」と、第八項中「令和三年三月三十一日」とあるのは「令和六年四月一日」とあるのは「第十四項」と、「第四項」とあるのは「第十七項」と、「同年十一月二日」とあるのは「同年三月三十一日」と、同項各号中「第一項」の規定による」とあるのは「第十四項の規定による」と読み替えるものとする。			
20 令和八年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第九条第十二条第二項の規定により読み替えて適用され			

新酒 税法 第三 十条	新酒 税法 第三 十三条	新酒 税法 第十 三条	新 税法 第五 条	新 税法 第三 十条	新 税法 第三 十三条	新 税法 第 一 項
新災 害減 免法 第七 条 一項	新 酒 税 法 第 五 条	新 酒 税 法 第 三 条	新 酒 税 法 第 十 条	新 酒 税 法 第 三 条	新 酒 税 法 第 三 条	新 酒 税 法 第 一 項
く。)	くは納付されるべき 金額とする。)	当該移出により納付され た、又は納付されるべき 酒税額	課せられた酒税又はたば こ税、揮発油税 地方揮 发油税 石油ガス税若し くは石油石炭税（以下 「酒税等」と総称する。） の税額（延滞税、過少申 告加算税、無申告加算税 及び重加算税の額を除 く。）	第二十三 条 の一部を改 正する等の 法律（平成 二十九年法 律第四号） 合の酒税額	に規定する 税率により 課されるも のとした場 合の酒税額	第二十三 条 に規定する 税率により 課されるも のとした場 合の酒税額
除を受けた場合における新酒税法第三十条又は 新災害减免法第七条の規定の適用については、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ る字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	当該移出により納付され た、又は納付されるべき 酒税額（延滞税、過少申 告加算税、無申告加算税 及び重加算税の額を除く ものとし、当該酒税額に つきこの項又は第三項の 規定による控除が行われ ている場合には、その控 除前の金額とする。第五 項において同じ。）	当該他の製造場からの移 出により納付された、若し しくは納付されるべき又 は保税地域からの引取り により納付された、若し くは納付されるべき若し くは徵收された、若しく は徵收されるべき酒税額 (延滞税、過少申告加算 税、無申告加算税及び重 加算税の額を除くものと し、当該酒税額につき第 一項又はこの項の規定に よる控除が行われている 場合には、その控除前の 金額とする。)	当該移出により納付され た、又は納付されるべき 酒税額	新 酒 税 法 第 五 条	新 酒 税 法 第 三 条	新 酒 税 法 第 一 項

		新災害減免法第七条及四項	酒税等の	酒税の額
24	前項の場合においては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を前項の酒税額とする。			
25	第六項から第十三項までの規定は、第二十項の規定により酒税を課する場合又は第二十三項の規定により酒税を控除する場合について準用する。この場合において、第六項中「第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者」とあるのは、「第二十項の規定の適用を受ける酒類の製造者」と、「令和二年十一月一日」とあるのは「令和八年十一月一日」と、同項第一号及び第二号中「第一項」とあるのは「第二十項」と、同項第三号及び第四号中「第四項」とあるのは「第二十三項」と、第七項中「令和二年十月一日」とあるのは「令和八年十月一日」と、「第一項」とあるのは「第二十項」とあるのは「第二十三項」と、第八項中「令和三年三月三十一日」とあるのは「令和九年三月三十一日」と、第十二項中「が第一項」とあるのは「第二十項」と、同項各号中「第一項の規定による」とあるのは「第二十項の規定による」と読み替えるものとする。			
26	前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。			
27	第一項、第十四項若しくは第二十項の規定（以下この項において「手持品課税の規定」という。）により課する酒税又は第四項、第十七項若しくは第二十三項の規定（以下この項において「戻入控除の規定」という。）により控除する税率により課されるものとした場合の酒税			

する酒税に関する調査については、手持品課税の規定に規定する者（第二項、第五項又は第二十一項の規定による届出により手持品課税の規定の適用を受ける者を含む。）又は戸入控除の規定に規定する者（第七項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による届出により戸入控除の規定の適用を受ける者を含む。）の手持品課税の規定又は戸入控除の規定による酒類を保管したと認められる者は保管すると認められる者を国税通則第七十四条の四第三項に規定する者とみなして、同項並びに同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第一百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第三項に係る部分に限る。）及び第一百三十条の規定を適用する。この場合において、同項中「酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等と取引があると認められる者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第二十七項（手持品課税等）に規定する酒類を保管したと認められる者は保管すると認められる者」とする。偽りその他不正の行為によつて第九項（第十九項又は第二十五項において準用の場合を含む。）の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以下の懲役又は百万円以下以下の罰金に処する。

前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超えて当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第六項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をそのまま提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

前項の犯罪に係る酒類に対する酒税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて当該酒税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第六項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をそのまま提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八項、第三十項又は前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

34 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用者その他の従業者が、その法人又は人の業
務又は財産に關して第二十八項、第三十項又は
第三十二項の違反行為をしたときは、その行為
者を罰するほか、その法人又は人に対して第二
十八項から第三十二項までの罰金刑を科する。
前項の規定により第二十八項又は第三十項の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にしての行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(政令への委任)
第百四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にしての行為に対す
る罰則の適用の期間は、これららの規定の罪に
ついての時効の期間による。

(罰則に関する経過措置)
第百四十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定にあっては、当該規定。以下この条において
同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にしての行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(検討)
第百四十二条 酒税の税率の段階的な改正(酒税
の税率の令和二年十月一日、令和五年十月一日
及び令和八年十月一日における酒類の種類及び
品目に応じた引上げ及び引下げをいう。)につ
いては、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の
負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検
討を加え、必要があると認めるときは、その結
果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三十一年六月一〇日法律第五
九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から
施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二十五条 施行日前にした行為及び附則第十三
条の規定によりなお従前の例によることとされ
る場合における施行日以後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七
号) 抄

(施行期日)

